

令和3年 多賀町議会12月第4回定例会会議録

令和3年12月3日（金） 午前9時27分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定（12月3日～21日 19日間）  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 総務常任委員長報告  
日程第6 産業建設常任委員長報告  
日程第7 同意第72号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8	同意第73号	多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	議案第74号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第10	議案第75号	多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第76号	多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第77号	令和3年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について
日程第13	議案第78号	令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第79号	令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15	請願第3号	コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
日程第16	請願第4号	多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書
日程第17	陳情第2号	超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望

(開会 午前 9時27分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年12月第4回多賀町議会定例会を開会いたします。

---

○議長(竹内薫君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案2件、議案6件であります。また、議会より提出しました案件は、請願2件、陳情1件であります。  
なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

---

(開議 午前 9時27分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、  
7番 富永 勉 議員 8番 大橋 富造 議員  
を指名いたします。

---

○議長(竹内薫君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、去る11月29日開催の議会運営委員会において、本日12月3日から21日までの19日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から21日までの19日間に決定しました。

---

○議長(竹内薫君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。  
次の5点について報告をいたします。  
第1、9月28日の本会議において可決いたしました所得税法第56条の廃止の意見書およびコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、国および関係行政庁へ提出いたしました。  
第2、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願2件を受理しました。  
第3、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情2件を受理しました。  
第4、9月、10月、11月に実施されました出納検査、定期監査の結果については、

お手元に配布しておりますとおりの報告がありました。

第5、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（竹内薫君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和3年12月第4回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日、多賀町職員による官製談合等事件の初公判が開かれ、職員は起訴内容を認め、懲役1年6か月の求刑がなされました。法を遵守すべき公務員としてあるまじきことで、誠に遺憾であり、心よりおわびを申し上げますとともに、改めて皆様への信頼回復に努めてまいり所存でございます。誠に申し訳ありませんでした。

今年も早いもので、年の瀬を迎える頃となりました。この1年を振り返りますと、今年もコロナに翻弄された1年ではなかったかと思えます。夏には感染者が爆発的に増え、医療逼迫により緊急事態宣言が発令をされました新型コロナウイルス感染症も、多賀町におきましては、今年9月15日の新規感染者30人目を最後に、新たな感染者はなく、全国的にも小康状態になっております。この状態がいつまで続くのか、予断を許すことができませんが、令和4年に向け、感染対策をしっかりと取りながら、人と人との交流、地域経済の活性化など、日常を取り戻す努力を町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

これから年末年始にかけ、会食の機会も多くなると思えます。町民の皆様には、大切な会食の機会であると思えますので、しっかりと感染対策を取っていただく中で、できる限り地元の飲食店のご利用も併せてお願いをするところでございます。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、同意案件2件、条例案件3件、令和3年度一般会計および特別会計補正予算案3件、合わせて8件でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重な審議を賜り、適切にご決議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これまでに行ってまいりました主な事業の内容と進捗状況などを報告させていただきますと思います。

企画課所管では、(仮称)結いの森公園整備におきましては、どのような公園にするのか、必要とされる公園とは何か、公園に必要な施設は何かなど、計画を進めるに当たりまして、多くの方の意見をお伺いしました。公園の利用が想定される団体、結い

の森を利用されている皆様、子育てサークルの皆様、一般の方も含めまして111名、1団体の方々にアンケートへのご協力をお願いし、貴重なご意見を頂戴しております。アンケートの結果では、行政からたたき台としてお示しをいたしました素案に対しまして、公園の規模、自然を感じられる位置、公民館との連携など、8割の方々から期待するご回答を頂いております。そのほか、ほかの公園との差別化や大人の健康づくりにも使えるような施設を求める声が出ております。

今回頂戴をいたしましたご意見は、必要性を再確認しながら、年明けよりスタートします具体的な計画策定作業に反映してまいります。途中、パブリックコメントを行うなど、広く多くの方々のご意見を伺いながら、公園整備計画を進めてまいります。公園の完成にはまだしばらく時間がかかりますが、完成後には、子どもたちの歓喜の声が響き渡り、老若男女、多くの皆様が集い、喜んでいただける、わくわくするような取組になるよう進めてまいりたいと考えております。

既に計画地の地権者の方々に事業の説明をさせていただき、用地のご協力について内諾を頂いております。多賀町の子どもたちのために大切な土地を提供していただけることに、大変感謝を申し上げますところでございます。ありがとうございます。

また、福祉保健課所管では、満12歳以上の対象者に実施しておりました新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、集団接種を9月28日に一旦終了しました。その後、体調不良や何らかの理由で接種を受けられなかった方全員を対象に、10月から11月にかけて追加で4回の接種機会を設け、集団接種を実施しました。ふれあいの郷での集団接種をはじめ、医療従事者の接種や職場における職域接種および滋賀県広域ワクチン接種センター等での接種も全て含め、11月末現在で、12歳以上で2回ワクチンを接種した方は6,036人、全対象者の接種率は90.3%となっております。

今後、満12歳を迎える児童および未接種の対象者につきましては、さらに令和4年2月までに接種の機会を設け、ふれあいの郷でワクチン接種を実施していく予定であります。なお、満12歳を迎える児童につきましては、3月までの期間、豊郷病院での個別接種も実施をし、接種しやすい環境づくりに努めてまいります。

今後、報道されていますように、2回目接種から概ね8か月以上経過した方を対象に、3回目の追加接種が必要となります。現在、対象者への接種券の発送や事故なく安全に接種ができるよう医療従事者の確保等、追加接種に向けての準備を進めてまいります。

これからの季節、新型コロナウイルス感染症とよく似た症状であるインフルエンザの流行も心配されます。健康管理に十分努めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により延期をしておりました総合健診や特定健診につきましては、新たに健診日を設け、対象者の皆様にご案内をさせていただき、健診を実施中であります。今後も受診勧奨に努めますとともに、健診結果の状況により、結果説明会も個別で対応し、生活習慣の改善が必要な方々の支援に取り組んでまいりま

す。

農業関係では、専門家にご指導を頂きながら進めております多賀産米のブランド化推進の取組の1つとして、コンクールに出品をされました第23回米・食味分析鑑定コンクール国際大会の都道府県代表お米選手権部門で、多賀町特産物振興連絡協議会の川添利雄さんのお米が特別優秀賞を受賞されました。この賞は、コンクール応募総数5,141検体のうち43検体、各都道府県から1点しか選出をされない栄誉あるものでございます。日頃の地道な作業に加え、品質向上への熱意とご努力に敬意を表するところでございます。

年明けの1月からは、このブランド化推進米「にこまる」を学校給食に取り入れ、多賀のお米のおいしさとブランド化への取組を地元の子どもたち、さらにはその保護者の方々にも伝える計画を進めております。今後さらにPRに取り組んでいくとともに、知名度向上による付加価値を高め、多賀産米のブランド化につなげられるよう努めてまいります。

地域整備課所管では、(仮称)多賀スマートインターチェンジ関連事業におきまして、上り線側では、12月中旬に地権者の皆様に標準地単価をご提示させていただくことになりました。来年度からの工事着手に向け、全ての地権者の皆様、耕作者の皆様、役員の方々にご理解、ご協力を頂けるよう丁寧に進めてまいります。下り線側では、今年4月より着工しました工事の進捗が50%を超え、令和4年度は施設整備や案内標識などに着手する予定となっております。また、周辺道路につきましても、町道四ツ屋胡宮線の整備ならびに国道307号取付け交差点の整備をスマートインターチェンジの進捗に合わせて進めてまいります。

いよいよ多賀町でもスマートインターチェンジが現実のものとなってまいりました。この施設は、町民の皆様の暮らしや企業活動、観光誘致など、あらゆる方面に寄与するものと確信をしております。一日も早い供用開始を目指してまいります。

教育委員会所管の教育総務課、学校教育課所管におきましては、コロナ禍であっても、各校・園での教育活動や園活動が滞ることがないように、コロナ対策を徹底しながら授業や活動を実施しているところであります。大きな行事であります運動会や校外での学習につきましても、内容の見直しや規模の縮小等、それぞれの校、園が工夫をしながら実施してまいりました。

特に小学校の修学旅行では、コロナ禍以前は奈良方面に行っておりましたが、目的地を県内に変更し、自分たちの住んでいる滋賀県について考える機会といたしました。大滝小では、琵琶湖に浮かぶ沖島を訪れ、現地の学校と交流したり、多賀小では、高島で扇子の絵つけ体験など伝統文化に触れる機会を設けるなど、県内だからこそできる有意義な活動に取り組むことができました。今後も感染症対策を行いながら、教育活動等の充実に努めてまいります。

生涯学習課所管では、これからの多賀町のより良い生涯学習活動を目指し、社会教育

委員の皆様とともに、第2次生涯学習推進計画の策定を進めております。11月23日には、多賀町社会教育委員長の和歌山大学教授、村田和子先生が代表を務めておられます社会教育推進全国協議会関西ネットワークと多賀町の共催により、「第18回社会教育フォーラム in 多賀～親しみやすい、みんなの公民館にするために～」というテーマで、中央公民館多賀結いの森でこのフォーラムを開催いたしました。多賀町からは、社会教育委員をはじめ、社会教育関係者や生涯スポーツ関係者など62名の方にご参加いただき、京都大学名誉教授、上杉氏による公民館の在り方についての講演、また京都府立大学准教授、田所氏からは多賀町の取組に関するコメントを頂いた後、グループに分かれて公民館に関するワークショップを行いました。

今回のフォーラムは、住民と行政が共に公民館の在り方を考える良い機会となりました。公民館が生涯学習の拠点として、多賀町の多くの皆様に愛される施設として成長していけるよう、引き続き努力をまいります。

生涯スポーツでは、11月20日に犬上郡スポーツ協会主催の犬上ふるさとウォークが多賀町を会場にして行われ、天候に恵まれた秋晴れの中、犬上郡内の88名の方々が参加されました。今回のウォーキングコースは、多賀町中央公民館「多賀結いの森」を起点に久徳、一円、八重練、大岡を通り、あけぼのパーク多賀から結いの森に戻るコースで、紅葉に染まり始めた自然豊かな多賀らしい風景を楽しみ、感じながら歩いていただくことができました。

歩くことは最も基本的な運動の1つであります。参加者の方だけでなく、多くの皆さんがこのような機会を捉えていただき、健康づくりのきっかけにさせていただきたいと考えております。

また、11月末の休日の4日間、胡宮神社ではライトアップが行われ、幻想的な雰囲気の中で赤く染まった紅葉の美しさに多くの来場者が感嘆の声を上げておられました。特に胡宮神社の社務所内で同時に開催しました、よびし市では町内の食と暮らしに関わる方々に出品、出店をしていただき、多賀町らしいおもてなしで多くの来場者に喜んでいただいたのではないかなと考えております。

多賀町の暮らしの中には、まだまだ多くの財産、宝が手つかずの状態に残っております。それらを少しでも紹介する場をつくり出し、多賀町の良さをアピールしてまいりたいと考えております。

コロナが小康状態となり、まさに食欲の秋、文化の秋、スポーツの秋にふさわしく、多賀町らしい生涯学習活動が進められていると感じております。まだまだ感染症対策には油断は禁物ではありますが、少しずつ人と人との交流が進められ、多くの方々がつながりを持てる活動ができることを期待しております。今後もまちづくりの核となる人づくりを推進し、第6次総合計画で示す将来像、輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来の実現に向け、町行政一丸となって、住民の皆様と協力の下に取り組んでまいります。

以上、12月定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきます議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これで行政報告を終わります。

---

○議長（竹内薫君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

11月8日午前9時より、委員全員と、執行者側より町長、副町長、総務課長、担当職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

今回の調査では、総務課所管の事務調査として町有財産、起債の現状、基金、財産区の運営、防災無線についての説明を求め、質疑応答を行いました。

最初に、町有財産について説明、質疑を行いました。

杉山係長から説明がありました。公有財産には行政財産と普通財産がある。令和3年3月末の財産の状況は、行政財産では、土地として本庁舎、消防施設、学校、公園等で40万1,000㎡、建物として、同じく本庁舎等で延べ床面積が5万800㎡となっている。普通財産では、土地として宅地、山林等で18万3,900㎡、建物で840㎡となっていると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、勤労者体育センターの裏側の土地は、いつ、どれぐらいで購入されたのか。今後の土地利用計画があるのかとの質疑に対し、平成8年12月に購入している。面積は2,205㎡、取得価格は5,294万2,000円です。8号線バイパスのルートによっては、交通の要所になってくる可能性がある。周辺の道路形態がどういうふうになっていくのかを見極めながら、青写真を今後描いていかなければならないと思っていると答弁がありました。

また、委員から、高宮池の払下げを町は受けているが、財産の扱いはどの質疑に対し、公共用財産の農林業施設として管理していると答弁がありました。

また、委員から、高宮池の活用はどの質疑に対し、まだ一部の方が水田の農業用水として活用されている。調整池の役割も持っている。下流部は相当軟弱であり、その対策も非常に難しい。何か利活用を考えていかなければならないと考えていると答弁がありました。



2番目に、起債の現状について説明、質疑を行いました。

杉山係長から説明がありました。令和3年3月末現在の起債の現在高について説明があり、公共事業等債では、県営事業負担金補助残分などに9億3,800万円。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債では、芹川ダムなどに8,100万円。災害復旧事業債では、入谷・四手町道の災害復旧などに3,300万円。教育福祉施設等整備事業債では、認定こども園の建設、芹川ダム承水路事業などに6億3,900万円。一般単独事業債では、スマートインターチェンジ事業、消防車の購入、町道整備事業などに9億6,800万円。その他の地方債では、減収・減税補てん債、臨時財政対策債などに25億8,000万円となり、地方債の合計額は52億4,000万円となっていると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、今後の臨時財政対策債の方向性はとの質疑に対し、国の方では来年度から対策債を減らしていく方針です。全国町村会においては、臨時財政対策債はやめるように国へ要望しております。ゼロにはならない方向ですけれども、少なくはしていくという方針は出ていますと答弁がありました。

また、委員から、大型公共事業については、少しずつ見直しが必要ではないかとの質疑に対し、これまで小森池線、久徳中川原線などを整備し、住宅団地ができ、大きな投資が効果的な投資であったと思っている。これからは10年先を考えて取り組んでいかなければならないと思いますと答弁がありました。

また、委員から、減収補てん債が認められた税はとの質疑に対し、平成14年度は個人住民税、法人税、15年度から18年度は個人住民税、法人税、特別土地保有税ですと答弁がありました。

3番目に、基金について説明、質疑を行いました。

古川係長から説明がありました。令和3年3月末現在の基金の現在高について説明があり、不慮の災害対策や年度間の財政調整に財政調整基金として12億8,000万円。起債の繰上償還などに、減債基金として6,000万円。土地改良事業などに、ふるさと水と土の保全基金として3,200万円。土地開発基金として4,300万円で、保有土地は16万5,000㎡。ふるさと納税の積立金がまちづくり基金として2,000万円。小中学校の安全用品、子どもの医療費無償化、乳幼児用品対策に社会福祉基金として1億円。公共施設の更新事業に、公共施設等維持管理基金として1億1,800万円となり、基金の合計額は16億5,300万円となっていると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、社会福祉基金の本年度の取崩し額はとの質疑に対し、2,300万円ですと答弁がありました。

また、委員から、まちづくり基金でふるさと納税が増えた返礼品はとの質疑に対し、キリンビール株式会社のビールや午後の紅茶や生茶ですと答弁がありました。

4番目に、財産区の運営について説明、質疑を行いました。

石田課長から説明がありました。財産区は、町村合併の際に、旧町村が所有や管理していた土地や財産を旧町村の地域で管理、処分するために設置された行政組織で、財産区には議会を設けるところと管理会を置くところがある。多賀町には4つの財産区がある。多賀財産区は昭和31年に発足し、旧多賀町の山林と多賀小学校の学校林の管理を行っていて、管理会委員は5名である。大滝財産区は昭和30年に発足し、旧大滝村の山林と川相小学校の学校林の管理を行っていて、管理会委員は7名である。霊仙財産区は昭和30年に発足し、大字霊仙の山林の管理を行っていて、管理会委員は5名である。大佐谷財産区は昭和32年に発足し、大字大君ヶ畑、佐目、南後谷の山林の管理を行っていて、議会議員は6名であると説明がありました。

質疑応答を行いました。

委員から、財産区所有林の管理と活用について、どのように考えているかとの質疑に対し、本来は合併前に旧の町や村が持っていたもので、解散されますと多賀町の名義となり、多賀町が管理しています。それをどう活用していくかは町長の判断になります。木を切って植え替えて、下流域を含めて守っていくのは、温暖化の対策や災害の抑制も含めて、それを進めていくことに声を大きくしていかなければならないと感じていますと答弁がありました。

5番目に、防災無線について説明、質疑を行いました。

杉山係長から説明がありました。現在、防災無線設備の導入について検討を行っている。60メガヘルツ帯専用波によるものが2種類、260メガヘルツ帯専用波によるものが1種類、FMラジオ波を活用したものが1種類、280メガヘルツ帯一般波によるものが1種類の5種類について検討をしている。情報伝達の連携が多く、使い勝手も良く、音質も良好であるが、整備と維持費用が高額であるもの、設備費用が安価で電波の到達範囲が広いが、音質に課題があるもの、簡易な情報だけが通信可能なものなど多種多様であるため、機種決定には相当の時間がかかる。先進地事例や専門家の意見を参考に、議会と連携しながら決定していきたいと考えていると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、防災無線について、今後どのように進めていくのかとの質疑に対し、ここ数年、大型事業を先行していかなければならないため、それが終了後、防災無線について着手していかなければならない。現在は研究する期間であるということで調査をしていると答弁がありました。

また、委員から、現在の火災情報のメール配信は有料か。SNSのLINEなど、いろいろな無料アプリがあるが、その活用は検討されているのかとの質疑に対し、現在の総合情報配信システムは、年間12万円の維持費を支払っている。町の情報は、エリアメールということで、町内におられる方に強制的に情報が入るようなシステムになっているので、緊急情報はそれで入ります。LINEやツイッターについては、どのような

連携ができるか確認しますと答弁がありました。

以上で、総務課所管に関する事務調査は終了いたしました。

以上をもって、閉会中における総務常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（竹内薫君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

11月2日、役場3階委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、担当課長、担当者出席の下、企画課所管事業、キラリとひかるまちづくり活動支援交付金、近江鉄道線再生の今後の方向性についての調査を行いました。

キラリとひかるまちづくり活動支援交付金について、課長から、令和3年度より、従前の特別交付金から、自治会における早急に解決すべき課題への対応や、地域を活性化するため実施する独自の事業に対し支援する特別提案交付金に変更され、本年度より10集落から申請があり、多賀区では一般社団法人の設立、一ノ瀬区では桜の植樹による名所地を目指す、敏満寺区では古文書、古絵図のデジタルアーカイブの構築、八重練区では除雪機の購入、木曽区では景観作物の作付と養蜂、川相区では夏祭り会場の整備、神田自治会では行事等用の備品の購入、一円区ではバックホウを購入しての環境整備、佐目区では歴史遺産の再興と整備、南後谷区では融雪設備の拡充などで、審査は企画課職員3名以上、選定に関する審査基準は、適格性、効果および成果、具体性、公益性、新規性、持続性、妥当性、発展性の8項目を設け、客観的に、総合的に評価。採点基準は1から5点評価で、各審査員の合計点を平均して求め、多賀、敏満寺、佐目区の3集落が採択されました。このたびの計画で採択されなかった自治会には一般交付金、コミュニティ助成事業、山村辺地等活性化事業助成金の活用を検討していただくよう連絡を行ったとの説明がありました。

主な質疑応答では、多賀区の法人化について、これから実行委員会の発足、区民への説明とあるが、区民全員の同意が得られるのかに対し、当初は認可地縁団体を予定されていたが、区民全員から同意を得るのは難しいことから、一般社団法人を立ち上げる方向と聞いている。

また、法人化する理由はに対し、自治会の財産の中に個人名義になっているものがある。相続で問題が生じる可能性があり、法人組織で管理することにより、確実な管理が

できる。

また、同意が得られない場合はに対し、3年間の計画であり、最終的に3年後までには法人化されると判断している。

また、認可地縁団体と一般社団法人の違いはに対し、認可地縁団体は地域に居住されている子どもを含む区民全員の賛成が必要。一般社団法人は制限がなく法人化できるとの答弁がありました。

また、敏満寺の歴史遺産などは胡宮神社のものかに対し、自治会で所有している古文書、古絵図をデジタルデータとして残していくもの。

また、小さい集落では人も少なく、若い人がいない。年寄りばかりで制度的にハードルが高い。

また、事業内容を理解されておらず、もう少し分かりやすい事業説明が必要ではないかに対し、今年度に採択された事業を参考事例として案内する。

また、一字3年間で100万円となっているが、3分割かに対し、実績に応じ交付する。

また、今年度に採択され、来年度も申請できるのかに対し、新たな計画を申請される可能性はあるとの答弁がありました。

質疑を終了し、次に、近江鉄道再生の今後の方向性について。

現在、本線（米原駅から貴生川駅間）47.7km、多賀線（高宮駅から多賀大社前駅）2.5km、八日市線（近江八幡駅から八日市駅）9.3km、総延長59.5km、駅舎33か所で、広域的な幹線交通として、沿線住民の生活に欠かせない公共交通機関の役割を担っている。

経営状況は、鉄道事業は赤字経営で、施設の老朽化による設備投資の増加、人口減少に伴う利用者の減少により赤字改善が見込めない状況であり、平成30年12月から令和元年7月に存廃を含めた方向性を検討。存続では公有民営方式、廃止ではバス輸送など、代替方式など議論され、存続が必要との結論に至り、令和元年11月、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会が設立され、令和6年度より上下分離、列車の運行と線路、電路、車両等の保有管理を分離、令和4年度より施設管理団体の設立準備。第2種事業者は近江鉄道株式会社、第3種事業者、鉄道管理機構は沿線市町と県で構成、財政面では設備投資、維持管理、固定資産税、施設管理団体運営費に対する財政負担が発生する。

令和2年度近江鉄道線事業の営業収益は8億円、営業費用は16億1,000万円、8億1,000万円の赤字。令和4年度の概算要望では、事業費と運営費で6億8,000万6,000円、多賀町の負担割合は1.31%で、令和4年度財政支援見込みは、法定協議会事業費875万円、施設管理団体運営費32万円となる。

多賀町の取組として、利用状況は、自家用車での移動の依存度が高く、近江鉄道利用への転換が難しい。多賀線の年間利用者は3万2,000人で、通学・通勤定期購入者は6割で、ほとんどの利用者はスクリーン駅の利用者で、ほか4割の多くは観光客の利

用と見込まれる。今後、絵馬通りの始点、終点、多賀大社前駅から多賀大社の間の活用と近江鉄道の利用促進を絵馬通りの活性化を考える会と地域の方で検討を進めるとの説明がありました。

主な質疑答弁では、町の事業費負担割合は、以前の説明では1.31%の負担と聞いていたが、変わっていないのかに対し、変更はない。

また、固定資産税が沿線5市5町から鉄道管理機構に入り、また戻っているがに対し、今まで近江鉄道が納税義務者で、近江鉄道が保有している資産全て沿線市町に譲渡された場合、鉄道管理機構が納税義務者になるためとの答弁がありました。

また、今まで多賀町に納税されている固定資産税はに対し、多くは償却資産で二、三百万円程度。

また、駅前周辺の整備、利用計画を考える必要があると考えているが、どのように考えているのかに対し、多賀大社前駅周辺に拠点づくりをしなくてはならない考えは持っているが、具体的な計画は定まっていないが、検討する。

また、以前、絵馬通りの活性化について、かぎ楼さんから多賀大社までの区間と言われていたが、基本は駅から歩いてもらうことと思う。駅前をどうするか構想を示すべきではに対し、原点に立ち返り、多賀大社前駅から多賀大社までの議論を進めていきたい。

また、多賀区には3つの団体があると聞いている。意見が集約されているのかに対し、絵馬通りの活性化を考える会があり、構成団体は多賀区、門前町共栄会、多賀観光協会、商工会、多賀大社、杜ノ実、役場各部局で共有しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、委員会を閉会しました。

以上で、閉会中における産業建設常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で10時30分までとします。

（午前10時16分 休憩）

---

（午前10時30分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 「同意第72号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」および日程第8 「同意第73号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、いずれも多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますので、一括議題とします。

2案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第72号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録をされた価格に関する不服を審査決定するために、町内の住民で町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、平成21年12月15日から固定資産評価審査委員会の委員としてご尽力いただいております竹内幸雄氏の任期が令和3年12月14日をもって満了することとなります。同氏は人格が高潔で、地方自治の本旨と行政に関して優れた識見をお持ちであり、適任者と考え、引き続き選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「同意第73号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、固定資産評価審査委員会の委員を選任するに当たって、議会の同意をお願いするものでございます。

このたび、平成22年2月25日から固定資産評価審査委員会の委員としてご尽力いただいております坂上定男氏の任期が令和4年2月24日をもって満了することとなりますが、同氏の意思を尊重して、今限りで退任していただくこととしました。これまで4期12年の長きにわたり、熱意をもってご尽力を賜りました功績に対しまして、深く感謝の意を申し上げる次第でございます。なお、後任者として、人格が高潔で、地方自治の本旨と行政に関して優れた識見をお持ちの前田拓馬氏を適任者と考え、選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより2案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「同意第72号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第72号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、同意第72号は同意することに決定しました。

次に、「同意第73号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第73号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、同意第73号は同意することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第9 「議案第74号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第74号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、ご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、令和3年5月19日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行、令和3年9月1日ですが、に伴い、引用しております2つの多賀町関係条例を改正する必要性が生じたものが主な理由でございます。

第1条の多賀町個人情報保護条例につきましては、法律第19条において新たに特定個人情報を提供できる場合を1号追加されたことにより、引用している号ずれを改正するもので、条例第19条第7号を第8号に、同条第8号を第9号に改めるものでございます。また今回の改正に併せて、第26条第2項中「行政不服審査法」の次に「(平成26年法律第68号)」を加えるものでございます。

続きまして、第2条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例につきましても、さきと同様に、法律において新たに1号追加されたことによる号ずれを改正するもので、条例第1条および第5条1項中の第19条第9号を第19条第11号に改め、併せて、別表第3中の「多賀町育英事業奨学規則（平成13年多賀町教育委員会規則第8号）第6条」の括弧書き以降を「(平成29年多賀町規則第15号）第4条」に、また、法律第24号を条例第24号にそれぞれ改めるものでございます。

付則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第74号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第10 「議案第75号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第75号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、多賀町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるための改正を行うものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

条例第8条第1項におきまして、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられ、産科医療補償制度の対象の場合は、掛金を加算した金額を支給しており、出産一時金等の支給総額の42万円を維持するため、出産一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものでございます。

付則で、施行期日を令和4年1月1日からとするものでございます。

多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第11 「議案第76号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第76号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、多賀町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、令和4年4月1日より、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割を軽減するものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

まず、第3条では、見出しの規定を明確化により文言の追加、修正し、第5条、第5条の2におきましても同様に文言の追加を行うものでございます。また、第5条の2では、今回、第23条第2項の追加を行うことから改正するものでございます。

第8条は、規定整備のための文言修正を行い、第13条は、法律改正に伴い改正をいたします。

第23条は、法律の改正に伴い修正し、第23条に第2項を追加し、未就学児までの均等割額を減額する規定を設けるものでございます。

第23条の2は、法律改正に併せて改正を行い、付則2項、3項、4項および6項から13項までの規定中について、引用条項の改正を行うものでございます。

付則では、公布の日から施行し、減額に係る改正規定分につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第12 「議案第77号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第77号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算案は、9ページ、第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,144万8,000円を追加し、結果、歳入歳出それぞれ52億8,863万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、9月の補正予算以降、新たな行政需要に対応していくためのものと、大きな補正予算規模となっております要因としましては、主に認定こども園の建設地造成事業費や新型コロナウイルスワクチンの3回目接種費用を計上していることによるものでございます。

また、第2条では、13ページの第2表、地方債補正でございます。認定こども園の整備事業債でありまして、交付税措置のある長時部、いわゆる保育園整備に係る造成事業費を按分した一般財源化分を借り入れる起債でありまして、1,460万円を増額し全体限度額を定めたものでございます。

それでは、16ページの歳入から主なもののみご説明申し上げます。

50款の国庫支出金でございますが、障害者自立支援費の追加に伴う負担金670万円や新型コロナウイルスワクチンの接種対策費の負担金と補助金合わせて3,342万9,000円などで、総額にして4,467万6,000円の受入れでございます。

55款県支出金では、国庫支出金と同様の事業での県負担分と認定こども園の内装木質化のための整備補助金として、事業費の3分の2相当額166万7,000円など、合わせて606万6,000円を受け入れるものでございます。

次のページ、65款寄附金は、昨今の寄付状況から、ふるさと納税額を1,000万

円増額するものでございます。

75款繰越金は、今回の補正の財源として5,666万2,000円を充当しているものでございます。

80款諸収入では、大字久徳が除雪機や草刈り機を整備するためのコミュニティ助成事業が採択され、一般財団法人自治総合センターから200万円を受け入れ、スマートインターチェンジ上り線側の遺跡発掘調査費428万2,000円、あるいは後期高齢者医療広域連合から前年度の精算などにより町負担金294万2,000円の返済額をそれぞれ受け入れるものでございます。総額では944万4,000円の補正でございます。

85款町債につきましては、第2表のところのとおり1,460万円を追加計上しております。

続きまして、19ページからの歳出についてご説明申し上げたいと思います。

まず10款の総務費でございますが、ふるさと納税者の増加が予測されることから、返礼品の経費の追加として627万9,000円や、庁舎内各執務室や駅コミュニティハウスの空調設備の更新事業、またコミュニティ助成事業費の追加など、総務費総額で1,652万9,000円をお願いするものでございます。

次のページの民生費ですが、障害者自立支援介護給付費の追加に1,340万円や、10項の児童福祉費では、杉の子クラブなどの障がい児の通所施設利用給付費に320万円の追加をし、認定こども園建設費では、建設敷地の造成事業費や内装木質化による材料調達経費、また、放課後児童クラブの建設費では、鋼材の値上がり分や埋設物の除去経費など、当初時に想定できなかった経費が生じたための追加費用をお願いするものでございます。民生費総額では6,666万2,000円の追加計上を行っております。

20款衛生費では、主とするものは次のページにありますように、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種費用でございまして3,342万9,000円を計上してございまして、衛生費総額では3,742万2,000円の補正額となっております。

25款の農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額でありまして、定期人事異動による人件費の調整で742万2,000円を減額しております。

また、次のページでは、コロナウイルス感染症の拡大でまん延防止等重点措置や緊急事態宣言措置が取られ、施設利用の影響を受けた高取山ふれあい公園の経営支援金として160万円を計上しております。

30款商工費では、住宅リフォーム4件分の補助金の追加でございます。また、コロナ禍で影響を受けた観光協会への助成金として200万円をお願いするものでございます。

35款の土木費では、人件費の調整や地図情報システム構築予算は、入札差金を減額したものでございます。

40款消防費は、衛生電話の更新経費と防災備品は、地域創生臨時交付金事業を調整

したものでございます。

次のページ、45款の教育費では、令和2年度のコロナウイルス感染症対策費の精算による返還金や、各学校の管理費でそれぞれ光熱水費の追加とコロナウイルス感染症防止対策費を計上し、特に中学校費では、来春入学生のための机や椅子の整備費を計上しております。

25項社会教育費では、スマートインターチェンジ上り線に連結する道路敷地となる彦根市犬上郡営林組合の土地について、遺跡調査をする必要があることから428万2,000円を計上しているほか、多賀の自然、歴史、文化を伝えるビジュアルブックの増版経費に125万5,000円をお願いし、次のページ、あけぼのパーク多賀では雨漏れ箇所の修繕設計費を計上し、少額ではありますが、アケボノゾウ化石が国の天然記念物指定を受けることによる啓発用懸垂幕費を計上し、これら教育費総額で1,059万9,000円をお願いするものでございます。

60款諸支出金では、ふるさと納税額を一旦まちづくり基金に1,000万円積み立てるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第77号につきましては、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩をします。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で11時5分とします。

（午前10時59分 休憩）

---

(午前 11 時 05 分 再開)

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に 6 番、菅森照雄議員、副委員長に 5 番、松居亘議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

---

○議長（竹内薫君） 日程第 13 「議案第 78 号 令和 3 年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第 78 号 令和 3 年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、議案書 29 ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正は、保険給付費の増に伴う県の交付金の追加、またシステム改修および傷病手当金等を追加するため補正するものでございます。第 1 条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 8,515 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 8 億 6,967 万 5,000 円とするものでございます。

それでは、事項別明細書 34 ページの歳入からご説明申し上げます。

25 款 5 項 10 目保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費の増加に伴い 7,930 万円を追加し、保険給付費等交付金（特別交付金）367 万 9,000 円は、子どもの均等割減額措置に伴うシステム改修費 264 万円と傷病手当金支給に伴う 103 万 9,000 円を受け入れるものでございます。

県繰入金および 40 款 5 目その他一般会計繰入金 141 万 2,000 円は、財源振替を行うものでございます。

次に、45 款 5 項繰越金は、前年度繰越金 120 万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

5 款総務費、5 目一般管理費は、職員手当等と令和 4 年 4 月 1 日から適用される子どもの均等割額の減額措置に係るシステム改修経費として 264 万円を追加するものでございます。

10 款保険給付費、5 項療養諸費、5 目一般分療養給付費 4,530 万円は、療養費の増加から追加し、10 項高額療養費、5 目一般分高額療養費 3,400 万円は、限度額を超えた場合、その超えた額を給付するもので、医療費の増加に伴い追加するもので

ございます。

36ページの5目傷病手当金103万9,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当を支給するため計上するものでございます。同じく傷病見舞金50万円を計上するものです。当初支給対象期間は令和3年3月31日としておりましたが、期限の延長により令和4年3月31日までとしたため、補正をお願いするものでございます。

次に、22款5項医療給付費分、10項後期高齢者支援金等分、15項介護納付金分の141万2,000円は、県補助金への振替に伴うものでございます。

35款15目保険税還付金で、過年度分の還付金が発生したため70万円の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第14 「議案第79号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第79号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書は38ページをお願いいたします。

今回お願いする補正予算は、人事異動による人件費の減額ならびに農業集落排水施設の修繕費用の不足を補うもので、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ742万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6,208万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書にて、ご説明を申し上げます。議案書44ページをお願いいたします。

歳出では、5款総務費、5項5目一般管理費におきまして、人事異動による担当職員1名の減員に伴い、給料、職員手当、共済費について800万円の減額とし、10款事業費、5項5目農業集落排水事業費では、経年劣化により可動不良となった真空弁のオ

ーバーホールに要する修繕料としまして57万8,000円の増額とし、歳出合計742万2,000円の減額とするものでございます。

また、議案書43ページの歳入では、20款繰入金、5項5目一般会計繰入金におきまして、歳出予算の減額分となる742万2,000円を減額するものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第79号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（竹内薫君） 日程第15 「請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」を議題とします。

本請願については、紹介議員の山口久男議員より、請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」について、紹介議員を代表し、趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で、2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した36万tの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されません。政府による緊急買入れなど、特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は、市場隔離と同等の効果を持つ対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業の20年産米37万tの中から15万tを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に15万tの販売が2022年11月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回るようになります。

同時に、国内需給には必要がないミニマム・アクセス輸入米は、毎年77万tも輸入されています。国内消費量はミニマム・アクセス米輸入開始以来のこの26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター、脱脂粉乳並みに不要なミニマム・アクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買い入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが今こそ求められています。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められています。

以上の趣旨から下記事項について、意見書を政府関係機関に提出することを求めるものです。

請願事項1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食料支援で活用すること。

3、国内消費に必要なない外国産米、いわゆるミニマム・アクセス米の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施することです。

この件につきましては、既に9月議会におきまして、近隣市町では彦根市議会や甲良町議会で同趣旨の請願が採択され、既に意見書が提出されておることを申し上げます。

以上をもちまして、請願の趣旨説明といたします。議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 請願第3号については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することとします。

○議長（竹内薫君） 日程第16 「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」を議題とします。

本請願について、紹介議員の川添武史議員より、請願趣旨の説明を求めます。

9番、川添武史議員。

〔紹介議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」の趣旨説明を行います。

多賀区長（絵馬通りの活性化を考える会委員長）大谷重温氏から、請願についてありました。この土地は、皆さんもご存じのとおり、お父さん、お母さんが亡くなり、相続人の息子さんも亡くなられた後は、建物の老朽化が著しく、また、敷地内の樹木、草木の繁茂などで、区民、隣接小字の力では、多賀区の基本方針である地域住民の安心安



全なまちづくりが確保できないとして、令和元年に当時の区長、窪田敏彦氏が議会に対して、旧遠藤邸の建物の解体と跡地の整備に関する請願書を出されました。

請願の事項は、建物を解体、撤去して更地にして整備する。敷地東側通り（町道多賀本町向山線）を救急車、消防車が通行できる道幅に確保するというものでありました。議員各位の賛同を頂き、令和2年度から財産管理人が選任され、ようやく3年6月に整地が完了いたしました。

行政と絵馬通りの活性化を考える会では、跡地の利活用について、いろいろ議論されてきて、宅地を3筆に分割、2区画を宅地にして販売、1区画は多賀区が所有する案が出されました。

しかし、整地後、多賀区、多賀大社、商工会、観光協会、門前町協議会など、何回となく協議をされ、全てを多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所、防災活動の拠点として、平時は国指定登録文化財かぎ楼、かめやははじめ、今申請を検討されている千成亭伽羅多賀店、あさひや、石田家住宅の隣接地でもあり、観光客の駐車場、滞留拠点、休憩所、トイレ、またイベントの開催場所としての活用が大きく期待されるとしての請願であります。令和元年度の請願にありました解体費用の全ては多賀区が支払う決意をされております。

仮に宅地の売買で利益が出ても、多賀町には何の恩恵もありません。残りは全て国庫に入金されるだけです。

駅前が開発も、国道8号バイパス決定後でないと分かりません。土日の歩行者天国は、一気に伊勢神宮のおかげ横丁までのにぎわいまではいきません。今、うなぎ屋さん、コッペパン屋さんなど、順次開店をされています。順次、駅前までのにぎわいを取り戻すために、多賀区をはじめ、みんな頑張っておられます。

多賀区民ならびに協力団体の嘆願でもあります。議員各位の賢明なるご判断をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 請願第4号につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することとします。

---

○議長（竹内薫君） 日程第17 「陳情第2号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」を議題にします。

職員より、陳情書の朗読を行います。

（朗 読）

○議長（竹内薫君） お諮りします。陳情第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（竹内薫君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は12月6日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会します。

（午前11時32分　散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹内 薫

多賀町議会議員 大橋 富造

多賀町議会議員 富永 勉